

議員全員協議会

日 時	令和5年5月11日(木) 閉会中	11時03分 開会 11時19分 閉会
場 所	相良庁舎4階 大会議室	
出席議員	議長 16番 植田博巳 副議長 15番 村田博英	
	1番 石山和生 2番 谷口恵世 3番 絹村智昭	
	4番 名波和昌 5番 加藤 彰 6番 木村正利	
	7番 松下定弘 8番 種茂和男 9番 濱崎一輝	
	10番 原口康之 12番 太田佳晴 13番 中野康子	
	14番 大石和央	
欠席議員		
事務局	局長 田形正典 次長 本杉裕之 書記 植田容子 書記 本杉周平	
説明員		
傍 聴		

署名 議長

開会の宣告

○議長（植田博巳君）

ただいまから、議員全員協議会を開会いたします。

2 報告事項 (1) 総務建設委員会副委員長の辞任に伴う互選結果について

○議長（植田博巳君）

2番にあります報告事項ということで、資料1、2、3について、最初に事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長。

○事務局次長（本杉裕之君）

私のほうから資料1、2、3の説明をさせてもらいまして、その後、報告事項、協議事項のほうに移っていきたいと思います。

まずは、資料1をご覧ください。

こちらですけれども、皆さんの各委員会及び一部事務組合等の一覧表ということで、皆さんの割当表になります。今回ですけれども、大井議員のご逝去に伴いまして、大井議員がやられていました吉田町牧之原市広域施設組合、それと監査委員、こちらのほうが空席となりましたことで、本日の全協でこの二つの場所について、協議のほうを進めていくと、そういった形になります。

資料2をご覧くださいませでしょうか。

資料2ですけれども、こちらが一部事務組合議会議員選出選挙の流れということで、説明したいと思います。

ちょっと飛びまして、3番を見ていただきますと、吉田町牧之原市広域施設組合規約ということで、抜粋なんですけれども、第8条に補欠選挙ということで、組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた関係市町の議会において、速やかにこれを補充するための補欠選挙を行わなければならないと、そのようになっております。

そうしまして、4番のところ、牧之原市議会運営申し合わせ事項の抜粋の中では、第4節の選挙等の3の、一部事務組合議会議員の選挙というところで、(1)としまして、一部事務組合議会議員の選挙は指名推選の方法により行う。

(2)で、一部事務組合議会議員は、当該組合の地元議員を中心に推選する。

(3)で、議会運営委員会において推選し、全員協議会において話し合いで決めるというようになっています。

上の2番のところの選出の流れのほうから見ていきますと、(1)で議員欠員通知の送付ということで、市長、選挙管理委員長、吉牧組合管理者へ欠員通知を4月7日に送付済です。補充議

員の選出の依頼ということで、吉牧の組合管理者から市長へ補充議員の依頼が来ております。

(3) で、補充議員選出の依頼ということで、市長から議長へ、補充議員選出の依頼が4月12日付で届いております。

(4) で、議会運営委員会での協議。議会運営委員会において推選する議員の決定ということで、これが4月17日の月曜日の議会運営委員会臨時において行われております。

(5) で、議員全員協議会での協議。議員全員協議会において推選する議員及び選挙方法（指名推選）の決定。これが本日のこの議員全員協議会の臨時になります。

(6) で、本会議での指名推選ということで、本会議において選挙（指名推選）による吉牧組合議会議員を決定すると。これが来週の5月16日、火曜日の臨時会の場になります。

続きまして、資料3をご覧ください。

こちらのほうは、監査委員選任の流れということで、同じように3番を見ていただきますと、牧之原市議会委員会条例、これは抜粋ですけれども、第7条に委員の選任ということで、常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する。

第2項に、議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに会議に諮って指名する。

第8条には、委員長及び副委員長、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に委員長及び副委員長1人を置かなければならない。2項に、委員長及び副委員長は委員会において互選する。

第19条には、委員長の辞任及び副委員長の辞任ということで、委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

第20条に、議会運営委員及び特別委員の辞任ということで、議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

4番のところで、牧之原市議会運営申し合わせ事項の抜粋では、第4節の選挙等のところに、監査委員の選出は、十分協議のうえ民主的に決め、選任後の任期は2年。前任者の残任期間となります。

先ほど、すみません、一部事務組合議会議員の任期は4年となります。後任者は前任者の残任期間となります。

第7節では、その他の事項として、アのところで、議会運営委員は、各常任委員会から3人ずつ選出する。なお、各常任委員会の正副委員長及び副議長は委員となるということで、こちらも2番の選任の流れのところで説明しますと、(1)で議会運営委員会での推選、監査委員の推選、こちらが5月8日の月曜日の議会運営委員会で行われております。

(2) 総務建設委員会副委員長の辞任ということで、辞任願を委員長へ提出。

(3) で、総務建設委員会の開催。アで辞任に対する委員会の許可。イ副委員長の互選。

(4) で、議会運営委員会委員の辞任。アで辞任願を議長へ提出。受理・許可。

(5) で、議会運営委員会での協議。辞任に対する議長からの報告。イで、監査委員の選出。

(6) で、議員全員協議会での協議。議会運営委員会において選出された監査委員の協議。こちらが本日の議員全員協議会臨時の協議事項で行われます。

(7)の本会議での選任。ア、議会運営委員会委員の選任。イ、監査委員の選任、これが来週の5月16日の臨時会で選任される形となります。

関係条例でありますとか、申し合わせ事項の抜粋をこちらに今載せさせてもらって、説明をしましたけれども、この後、報告事項でありますとか協議事項で、その推選される方でありますとか、やられていた方が常任委員会の副委員長でありましたりとか、議会運営委員であったりするために、今、この3の資料でいきますと、赤文字になっていたり、青文字になっていたりしているんですけども、この辺の条例とか申し合わせ、関連するものがありますので、またお時間があるときには、もう一度確認してもらいながら、こういった流れで選任されているということをお確かめのほうをまたよろしくお願ひしたいと思います。

これをもちまして、今からの報告事項、協議事項に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（植田博巳君）

ありがとうございました。

今言った流れの中で、これから報告あるいは協議事項に入りますので、よろしくお願ひします。

(1)の総務建設委員会副委員長の辞任に伴う互選結果について、太田議員、お願ひしたいと思ひます。

○12番（太田佳晴君）

それでは、報告いたします。

監査委員への推選に伴いまして、原口議員より令和5年4月17日付で総務建設委員会副委員長の辞任願が委員長に提出され、受理いたしました。

その後、4月21日開催の総務建設委員会にて辞任の許可、そして空席となりました副委員長の互選を行い、指名推選により、名波委員が総務建設委員会副委員長に当選されました。

以上、報告といたします。

○議長（植田博巳君）

ありがとうございました。

2 報告事項 (2) 議会運営委員会委員の辞任について

○議長（植田博巳君）

次に、議会運営委員会委員の辞任についてでございます。

監査委員の推選に伴い、原口委員より、令和5年4月21日付で辞任願が議長へ提出されましたので、それを受理し、許可をいたしました。

2 報告事項 (3) 5月臨時会での議会運営委員会委員の選任について

○議長（植田博巳君）

次に、(3)5月臨時会での議会運営委員会委員の選任についてでございます。

名波総務建設委員会副委員長を議会運営委員に内定し、臨時会において指名することとします。

3 協議事項 (1) 吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の欠員に伴う補充議員の推選及び選挙の方法について

○議長（植田博巳君）

次に、3の協議事項でございます。

(1) 吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の欠員に伴う補充議員の推選及び選挙の方法についてでございます。

これにつきましては、市議会運営の申し合わせの中におきまして、議会運営委員会において、先ほど事務局から説明がありました大井議員のご逝去に伴いまして欠員となりました、この吉田町牧之原市広域施設組合議員については、各議員が一部事務組合が2か所充当されておりますけれども、今現在、大石議員が1か所のみでしたので、大石議員をこの当該組合議会の議員として推選、指名したいと思っております。

皆さん、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

ありがとうございます。それでは、大石議員が吉田町牧之原市広域施設組合議員に補充議員として決定いたしました。

3 協議事項 (2) 監査委員の欠員に伴う補充議員の選出について

○議長（植田博巳君）

次に、(2)に移ります。監査委員の欠員に伴う補充議員の選出について。

これにつきましても、先ほど事務局から説明がありましておりの手続の中で実施してまいりまして、議会運営委員会において、原口議員が選出されました。

皆様にお諮りいたします。原口議員を監査委員ということで、選出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

ありがとうございます。

4 その他 (1) 臨時会の日程について

○議長（植田博巳君）

次に、4のその他でございます。

臨時会の日程についてでございます。令和5年5月16日、火曜日、午前9時から臨時会を開催することといたしております。

議員全員協議会は、臨時会終了後に行いますので、よろしく申し上げます。

なお、臨時会が終わった後に、監査委員委嘱状伝達式がございます。これは市長のほうから伝

達されますので、その間、5分から10分だと思いますけれども、その間ちょっと休憩をしていただきまして、その後、議員全員協議会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

4 その他 (2) 新型コロナウイルス感染症対策における令和5年5月8日 (月)以降の対応について

○議長（植田博巳君）

次に(2)新型コロナウイルス感染症対策における令和5年5月8日(月)以降の対応についてを報告いたします。

事務局次長。

○事務局次長（本杉裕之君）

こちらのほうですけれども、5月8日、今週月曜日、もう過ぎておりますけれども、アとしまして、会議等におけるマスクの着用について、こちらにつきましては、各個人の判断に委ね、一律にルールとして着用を求めることはしないと。

次にイとしまして、議場内の新型コロナウイルス感染症対策の撤廃についてということで、飛沫防止アクリル板を今まで置いていたんですけれども、それを撤去しました。傍聴席も一つ空けの間隔で座ってもらうような形を取っておりましたが、こちらも全席使用可能という形に変えました。

基本的には、基本的な感染対策であります三つの密、密閉空間、密集場所、密接場面の回避と、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気などは継続して行くと。

それで、傍聴席につきましては、混雑具合をこちらでも見ながら、傍聴席が混みあった場合には、傍聴者に対してマスクの着用の推奨をしたりですとか、間隔を空けての着席を推奨するような、そういった文章を掲示してあります。ですので、傍聴席の人の入り具合で、また事務局のほうでそちらのほうはコントロールをしたいと思っておりますので、対策を取りつつ、元の状況に戻していくような形を取っていきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（植田博巳君）

ありがとうございます。

報告は以上ですけれども、ほかに誰か何かありますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

なければ、これで議員全員協議会を閉会といたしたいと思います。お疲れさまでした。

〔午前 11時19分 閉会〕